

沖縄県障害者自立支援協議会

沖縄県自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

【役割】

- ① 地域の実態把握・情報共有
- ② 地域の支援体制のバックアップ
- ③ 全県的課題の把握・助言
- ④ 専門的分野の支援法策の普及
- ⑤ 人材育成

【構成員（19名）】

- ① 相談支援事業者（2）
- ② 障害福祉サービス事業者（1）
- ③ 保健・医療関係者（2）
- ④ 教育・雇用関係機関（4）
- ⑤ 障害者関係団体の代表者（2）
- ⑥ 障害者等及びその家族（2）
- ⑦ 市町村（2）
- ⑧ 学識経験者（1）
- ⑨ 知事が必要と認める者（3）（圏域アドバイザー）

圏域アドバイザー 連絡会議

(地域生活支援事業)

○アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行いつつ、各部会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

○推進員を各圏域に配置し、圏域自立支援連絡会議の運営や市町村からの情報収集等により地域の支援体制の構築を図る

部会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

(1) 相談支援・人材育成部会

(2) 療育・教育部会

(3) 医療的ケア児支援部会
（「協議の場」）

(4) 就労支援部会

(5) 権利擁護部会
（差別解消支援地域協議会）

(6) 住まい・地域支援部会

ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

① ケアマネワーキング

② 現任研ワーキング

③ 初任研ワーキング

④ サビ管ワーキング

⑤ 主任研ワーキング

⑥ 強度行動障害ワーキング

⑦ ピアサポートワーキング

⑧ 離島支援ワーキング

⑨ 障害児移行支援ワーキング

⑩ 医療的ケア児コーディネーター
ワーキング

⑪ 就労支援ワーキング

⑫ 虐待防止ワーキング

⑬ 合理的配慮ワーキング

⑭ 地域移行・定着ワーキング

各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

部会

(1) 相談部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(2) 療育・教育部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(3) 就労部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(4) 住まい・地域支援部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

○ 沖縄県障害者施策推進協議会

(障害者基本法36①)

○ 沖縄県発達障害者支援センター

(地域生活支援事業)

○ 障害者就業・生活支援センター

(地域生活支援事業※生活支援分)

○ 沖縄県居住支援協議会

(住宅セーフティーネット法51①)

○ 沖縄県精神障害者にも対応した地域
包括ケアシステム構築推進連絡協議会

(地域生活支援事業)

市町村自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)